平成２２年（フ）第２９７５号
横浜市西区西戸部町１丁目95番地２　コーポ羽沢203号
債務者　畔柳香保利
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７３号
栃木県宇都宮市東戸祭１丁目１番３号、前住所千葉県船橋市西習志野１丁目50番１号　藤原ハイツ205号
債務者　志村　秀光
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７４号
栃木県宇都宮市東戸祭１丁目１番３号
債務者　志村マリ子こと　シムラ　ティッパワン
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６６号
栃木県宇都宮市東町20番地４
債務者　宮本　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８５８号
横浜市鶴見区生麦４丁目４番32―106号
債務者　滝澤　洋市
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５９号
横浜市鶴見区生麦４丁目４番32―106号
債務者　滝澤トミ子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９５４号
横浜市港北区樽町４丁目14番33号　明和荘Ｂ201
債務者　五十嵐節子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４号
島根県大田市大田町大田イ149番地５、前住所島根県大田市大田町大田イ772番地６
債務者　岩谷　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１０４号
島根県大田市大田町大田ロ1175―16　清水アパート１号棟２号、住民票上の住所島根県大田市仁摩町馬路1748番地１
債務者　松浦　昌治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１０５号
島根県大田市大田町大田ロ1175―16　清水アパート１号棟２号、住民票上の住所島根県大田市仁摩町馬路1748番地１
債務者　松浦ユリカ
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６１２号
栃木県那須郡那珂川町小川724番地３
債務者　古澤　寿夫
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５１号
埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本管理人室、住民票上の住所栃木県宇都宮市下栗町759番地10
債務者　佐々木俊一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５３号
栃木県日光市和泉340番地４、前住所栃木県日光市森友1589番地80
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５４号
栃木県日光市和泉340番地４、前住所栃木県日光市森友1589番地80
債務者　鈴木　　真
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７５号
栃木県小山市大字羽川288番地50
債務者　佐々木英夫
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係